

令和4年第10回富山県教育委員会議事日程

9月29日（木）午後1時30分

県庁4階大会議室

1 会議録の承認について

令和4年8月30日開催の令和4年第9回富山県教育委員会会議録の承認について

2 報告事項

(1) 臨時代理について（令和4年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(2) 令和5年度富山県公立学校教員任用候補者名簿登載状況について

教職員課長から説明した。

3 今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項

議案第21号 令和4年度教育功労者等表彰の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第21号は非公開となりました。

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和4年9月29日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

記

令和4年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和4年9月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和4年9月6日

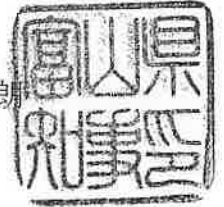
富山県教育委員会

教育長 荻布佳子

財 第 57 号
令和 4 年 9 月 2 日

富山県教育委員会
教育長 荻布 佳子 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 4 年 9 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和 4 年度富山県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 3 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等一部改正の件
- 4 富山県職員等退職手当支給条例等一部改正の件
- 5 富山県手数料条例一部改正の件

令和4年度9月補正予算提案見込額 総括表

1 一般会計

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構成比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,691,837	574	2,692,411	4.1%	0.0%
	給与費	991,649	0	991,649		
	計	3,683,486	574	3,684,060		
小学校費	事業費	214,863	0	214,863	33.1%	0.0%
	給与費	29,960,589	0	29,960,589		
	計	30,175,452	0	30,175,452		
中学校費	事業費	190,651	0	190,651	20.6%	0.0%
	給与費	18,565,720	0	18,565,720		
	計	18,756,371	0	18,756,371		
高等学校費	事業費	6,649,267	160,106	6,809,373	29.2%	2.4%
	給与費	19,851,752	0	19,851,752		
	計	26,501,019	160,106	26,661,125		
特別支援学校費	事業費	1,278,352	32,761	1,311,113	11.1%	2.6%
	給与費	8,790,268	0	8,790,268		
	計	10,068,620	32,761	10,101,381		
社会教育費	事業費	635,161	0	635,161	1.3%	0.0%
	給与費	575,764	0	575,764		
	計	1,210,925	0	1,210,925		
保健体育費	事業費	450,008	0	450,008	0.6%	0.0%
	給与費	129,857	0	129,857		
	計	579,865	0	579,865		
合 計	事業費	12,110,139	193,441	12,303,580	100.0%	1.6%
	給与費	78,865,599	0	78,865,599		
	計	90,975,738	193,441	91,169,179		

2 特別会計

(単位：千円)

会 計 名	既定予算額	補正予算額	計	既定予算に対する伸び率
奨学資金特別会計	154,131	0	154,131	0.0%

3 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	高等学校費	学校修繕費（全日制）	32,637
	特別支援学校費	特別支援学校建設事業費	144,000

4 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額	備考
県立学校施設長寿命化改修事業（令和4年度）	令和5年度から令和8年度まで	157,300	

令和4年度9月補正予算 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			備 考
			国支出金	その他	一般財源	
教育企 画課	学校修繕費(全日制)	10,106	補 6,737	地 3,300	69	中央農業高校災害復旧対策 (3月暴風による牛舎等復旧工事)
	高等学校校舎等リフ レッシュ事業費	150,000		地 120,000	30,000	県立学校施設の環境改善のため、空 調の整備や教室等の照明のLED化
	学校運営事務費(特 支)	29,261			29,261	富山県高志支援学校の高圧電気ケー ブル復旧までに要する発電機レンタ ル費用及び燃料費
県立学 校課	特別支援学校通学運営 費	3,500	補 3,500			感染症拡大防止対策のための特別支 援学校通学バス車内の抗菌、抗ウイル スコーティング剤の施工
小中学 校課	要保護・準要保護児童 生徒医療費等補助事業 費	574	補 574			震災等により被災し就学困難な状 況になった児童又は生徒の保護者 等に必要な就学援助を実施した市 町村を支援
事業費計		193,441	10,811	123,300	59,330	

※注)補:補助金、地:地方債

様式第1号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

経営管理部人事課
(江尻主事、内線 3263)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に関し、所要の改正を行うもの ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、定年引上げに関し、所要の改正を行うもの
2 条例案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 育児休業の取得回数制限の緩和等（第1条中第3条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除 (2) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別な事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備 2 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和（第1条中第2条第4号ア関係） 非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に緩和 3 非常勤職員に係る子が1歳以降に取得する育児休業の柔軟化（第1条中第2条第4号イ及びウ、第2条の3第3号並びに第2条の4関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日又は2歳に達する日とする要件について、それぞれ夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定整備 (2) 非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定整備 4 定年引上げに伴う規定整備（第2条中新第2条第3号、第24条及び第25条関係） 5 その他規定整備 <p>第2 施行期日</p>

<p>3 他の条例等との関連</p> <p>4 審議、調整、予算化等の状況</p>	<p>令和4年10月1日 ただし、定年引上げに関する規定は、令和5年4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）を別途改正予定 ・ 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則（平成4年富山県人事委員会規則第48号）、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）、富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第1号）及び期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）を人事委員会において別途改正予定 <p>特になし</p>
---	--

議案第 号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア)中「」（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

㊦ その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下㊦において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

㊧ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあつては、当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業法等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職

員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあっては、当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第10条中「第2条各号」を「第2条第1号及び第2号」に改める。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第2条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第24条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第25条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(新設)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)、(2) 略

という。) (当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下7)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削る。)

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 同左

(1)、(2) 略

に取得する育児休業を柔軟化するもの

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該非常勤職員がする育児休業をしていない場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業法等育児休業をしていない場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をするこ

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合)に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日(当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日)が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあっては、当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日)の翌日(当該子の1歳到達日後)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該子の1歳到達日後において育児休業等をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当す

非常勤職員の
子が1歳以降
に取得する育
児休業を柔軟
化するもの

とが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

る場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において育児休業法等育児休業をして
いる場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすること
とが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として
人事委員会規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日
(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児
休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後であ
る場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間において
この号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない
場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳
6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が
当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後
の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児
休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつ
て、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き
続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該
引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業
をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当すると
きとする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳
6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の
各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこ
の条の規定に該当して育児休業をしてしている場合であつて次条第
7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる
場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合
にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

非常勤職員の
子が1歳以降
に取得する育
児休業を柔軟
化するもの

(新設)

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあつては、当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(1)、(2) 略

(新設)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(4) 略

(5) 育児休業(この号に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限

同上

繰下げの規定整備
非常勤職員の子が1歳以降に取得する育児休業を柔軟化するもの

規定整備

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 同左

(1)~(4) 略

(削る。)

育児休業の取得回数制限の緩和に伴うものの

る。)

(6)、(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(新設)

第4条～第9条 略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条各号に掲げる職員とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情)
第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(5)、(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第4条～第9条 略

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情)

第11条 同左

(1)～(5) 略

繰上げの規定整備
繰上げの規定整備及び規定整備
規定整備
同上
同上
同上

規定整備

その他規定整備

(6) 育児短時間勤務(この号に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際に育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 略

第12条～第30条 略

(6) 育児短時間勤務(この号に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際に育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 略

第12条～第30条 略

育児休業等計画書の廃止に伴うもの

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表 (第2条関係)

現行	改正案	備考
<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和59年富山県条例第2号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年富山県条例第2号)第4条第3項の規定により任期を定め採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア、イ 略</p> <p>第2条の2～第9条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) <u>県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>ア、イ 略</p> <p>第2条の2～第9条 略</p>	<p>定年引上げに伴う規定整備</p> <p>線下げの規定整備</p> <p>線下げの規定整備</p>

<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。</p> <p>第11条～第23条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第24条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」）という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第25条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>）を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号から第3号までに掲げる職員とする。</p> <p>第11条～第23条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第24条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」）という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第25条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>）を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、</p>		<p>その他規定整備</p> <p>項ずれの規定整備 定年引上げに伴う規定整備 同上</p>
---	---	--	--

30分を単位として行うものとする。

2、3 略

第26条～第30条 略

30分を単位として行うものとする。

2、3 略

第26条～第30条 略

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

経営管理部人事課

(垣内補佐 内線3273)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の改正に伴い、定年引上げに関し、所要の改正を行うもの
2 条例案の内容	<p>第1 改正する条例及び改正の内容</p> <p>1 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号。以下「定年条例」という。）（第1条関係）</p> <p>(1) 定年の引上げ（60年→65年）を規定するもの</p> <p>(2) 管理監督職勤務上限年齢制について規定するもの</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務制について規定するもの</p> <p>(4) 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について規定するもの</p> <p>(5) その他経過措置等について規定するもの</p> <p>2 富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）（第2条関係） 法の改正に伴う規定整備</p> <p>3 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）（第3条関係） 法の改正に伴う規定整備</p> <p>4 県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号）（第4条関係） 法の改正に伴う規定整備</p> <p>5 県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例（平成13年富山県条例第2号）（第5条関係） 法が改正され、再任用制度が廃止されることに伴い、本条例を廃止するもの</p> <p>6 県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年富山県条例第48号）（第6条関係） 職員が減給処分を受け、60歳に達した日後の最初の4月1日を減給期間中に迎え、給料月額が7割水準となった場合に、減給額が7割水準の給料の月額の10分の1を超えないよう規定するもの</p>

- 7 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）（第7条関係）
法及び定年条例の改正に伴う規定整備
- 8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）（第8条関係）
法及び定年条例の改正に伴う規定整備
- 9 県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年富山県条例第52号）（第9条関係）
法の改正に伴う規定整備
- 10 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）（第10条関係）
(1) 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額を7割水準とするもの
(2) 臨任職員、任期付職員、非常勤職員、従前から定年年齢が65歳となっている病院、厚生センター、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師等について(1)の適用除外とするもの
(3) 役職定年により降格した者について、降格前の給料月額の7割>降格後の給料月額の7割の場合、その差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を給料として支給するもの
(4) 暫定再任用職員の給料月額について、定年前再任用短時間勤務職員と同じ給料表の欄の金額とするもの
(5) その他法及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に伴う規定整備等
- 11 富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号）（第11条関係）
教職調整額の基礎に管理監督職勤務上限年齢加算額を含めるものその他法の改正に伴う規定整備
- 12 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）（第12条関係）
(1) 暫定再任用（短時間勤務）職員について、義務教育等教員特別手当の額、所定の手当（特勤手当、へき地手当等）の不支給の取扱いについて、現行の再任用（短時間勤務）職員と同様とするもの
(2) 「給料月額」を基礎とする定率の月額手当について、給料月額に加えて管理監督職勤務上限年齢調整額を計算の基礎

<p>3 其他の条例等との関連</p> <p>4 審議、調整、予算化等の状況</p>	<p>に含めるもの</p> <p>13 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）（第13条関係） 法の改正に伴う規定整備</p> <p>第2 施行期日 令和5年4月1日（経過措置の一部については、公布の日）</p> <p>1 改正が必要な条例等及びその対応 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）及び富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）については、別途起案予定</p> <p>2 その他関連について考察すべき条例等 なし</p> <p>なし</p>
--	---

議案第 号

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等一部改正の件
県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和4年9月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する
条例

(県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和59年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3並びに」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7、」に改め、「第43条第3項」の次に「並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項」を加える。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師(病院に勤務する医師及び歯科

医師を除く。)の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により、当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期日の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）
第8条第1項又は富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占め

る職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

- 2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該

職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超え

ない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種

の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の4項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年富山県条例第 号。以下この項、次項及び第8項において「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師(病院に勤務する医師及び歯科医師に限る。)に対する第3条第1項の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、

同項中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

- 7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師（病院に勤務する医師及び歯科医師を除く。）に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
- 9 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官

に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年富山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和26年富山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項並びに第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例(昭和26年富山県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「場合」の次に「又は法第28条の2第1項の規定により他の職へ降任又は転任をする場合」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号。次項において「給与条例」という。)附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は法第28条

の2第1項の規定により他の職へ降任又は転任をする場合」とあるのは、「若しくは法第28条の2第1項の規定により他の職へ降任又は転任をする場合又は富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）附則第25項の規定の適用を受ける場合」とする。

- 3 第3条第2項の規定は、給与条例附則第25項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例の廃止）

第5条 県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例（平成13年富山県条例第2号）は、廃止する。

（県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年富山県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条中「において」の次に「、その発令の日に受ける」を、「。）」の次に「以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）

を延長された管理監督職を占める職員

第11条第5号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項

までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）

を延長された管理監督職を占める職員

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）

を延長された管理監督職を占める職員

（県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第9条 県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

（富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第10条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（第4条の2において「短時間勤務職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職

員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条の6第1項第1号中「以下」の次に「この項、次項及び第4項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この項、次項及び第8項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「する額（以下）の次に「この号及び第4項において」を、「得た額（以下）の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「以下」の次に「この項及び第8項において」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加える。

第16条第1項各号列記以外の部分中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第21条第2項中「第8条の2」を「第4条第1項から第8項まで、第8条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「当該職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第4項中「以下「法」を「附則第29項において「給与法」に改める。

附則第12項中「もの」を「措置」に、「にあつては」を「には」に改め、附則第24項の次に次の10項を加える。

25 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第27項及び第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第 号）第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）第3条ただし書に規定する職員

(3) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第29項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員

が受けていた給料月額に 100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数を生じたときはこれを 100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 警察法（昭和29年法律第 162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に 100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数を生じたときはこれを 100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

30 附則第28項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第28項中「前項」とあるのは「附則第29項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定める

ところにより、附則第27項及び第28項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第27項、第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

33 附則第27項、第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

34 附則第25項から前項までに定めるもののほか、附則第25項の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第25項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

別表第3のアの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	234,000	274,300	331,100	415,200

別表第3のイの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	225,200	271,100	324,400	405,200

別表第4再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第5のアの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第5のイの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第5のウの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

(富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第11条 富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年富山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第27項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

- 4 給与条例附則第27項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第27項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

第12条 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(昭和48年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「次条第3項において「再任用短時間勤務職員」を「以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第47条の2第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第52条の2の見出し及び同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

- 12 給与条例附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に対する第6条第2項、第9条第2項、第21条第2項、第24条第2項又は第39条第2項第5号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの及び」の次に「定年前再任用短時間勤務職員(」を加え、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項」に改め、「占める職員」の次に「をいう。以下同じ。)」を加える。

第18条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第3項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 職員(定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第25項及び第26項の規定の例により管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合に

は、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤務して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条

第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第8条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用短時間勤務職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用短時間勤務職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことがで

きる。

- 5 任命権者は、暫定再任用短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設

置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間

勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下この条において「新人事行政条例」という。)第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新人事行政条例の規定を適用する。

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下この条及び附則第13条第2項において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第10条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第25項から第34項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第11条の規定により適用される新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第2項、第22条第3項並びに第23条第2項第1号及び第2号の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条の6第2項第2号及び第16条第2項の規定を適用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（次項において「新特勤条例」という。）第47条の2第2項及び第52条の2の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特勤条例第26条第3項及び第27条第3項の規定を適用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する家畜保健衛生業務手当、乗船手当及び義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員については、第13条の規定による改正後の富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条

から第6条の2まで、第9条、第10条及び第18条の規定は、適用しない。

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表 (第1条関係)

現行	改正案	備考
<p><u>(新設)</u></p> <p>現行</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3並びに</u></p> <p><u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項</u></p> <p><u>の規定に基づき、県職員及び県費負担教職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条)</u></p> <p>第2章 <u>定年制度(第2条第5条)</u></p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制(第6条第11条)</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)以下「法」という。)</u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項の規定に基づき、<u>県職員及び県費負担教職員(以下「職員」という。)</u>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 <u>定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 同左</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う規定整備</p> <p>定年引上げに関し、警察官の特定任命についても定めることに伴う規定整備</p>

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、病院、厚生センター、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

(新設)

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ず

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師（病院に勤務する医師及び歯科医師を除く。）の定年は、年齢70年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により、当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ず

定年を年齢60年→年齢65年に引き上げるもの

医師及び歯科医師（病院勤務の医師及び歯科医師を除く。）は定年を65歳→70歳に引き上げるもの

規定整備

同上

同上

異動期間を延長された管理監督職を占める職員の職務延長について規定するもの

規定整備

規定整備

るとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日

の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は

、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第5条 略

(新設)

ること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上年限年齢制

(新設)

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)
第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)第8条第1項又は富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官(前号に掲げる職を除く。)
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職務上限年齢は、年齢60年とする。

(新設)

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)
第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」

管理監督職務上限年齢制度の対象となる管理監督職(=管理職手当受給者)を規定するもの(医師・歯科医師は除く。)

管理監督職務上限年齢を60歳と規定するもの

管理監督職務上限年齢に達した職員が異動期間に他の職への降任又は転任する際に遵守すべき基準について規定するもの

とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員その他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員その他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された

管理監督職勤務上限年齢に達した管理監督職を占める職員の異動期間の延長を規定するもの

異動期間が延長された管理監督職を占める職員

管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことではない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができるときは、第1項の規定により異動期間を延長することができるときは、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

は、人事委員会の承認を得て、更に異動期間の延長が可能となる旨を規定するもの

特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で欠員を容易に補充できない管理監督職として人事委員会規則で定めるもの）に属する管理監督職を占める職員の異動期間の延長（第1項の規定により異動期間を延長可能な場合を除く）について規定するもの

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（新設）

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をし

異動期間の延長及び他の管理監督職に降任等をする場合には、職員の同意が必要となる旨規定するもの

異動期間の延長事由が消滅した場合、他の職へ降任等する旨を規定するもの

60歳以後に退職し、定年退職日相当日を経過していない職員を短時間勤務

た者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（新設）

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（新設）

第5章 雑則

（新設）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則
1～4 略

附 則
1～4 略

職員として採用可能とする旨を規定するもの

県が構成員となる一部事務組合、広域連合において、60歳以後に退職し、定年退職日相当日を経過していない職員を短時間勤務職員として採用可能とする旨を規定するもの

(新設)

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(新設)

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第〇〇号。以下この項、次項及び第8項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師（病院に勤務する医師及び歯科医師に限る。）に対する第3条第1項の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(新設)

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師（病院に勤務する医師及び歯科医師を除く。）に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日までは2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げる旨を規定するもの

病院勤務の医師及び歯科医師の定年は65歳のままとするもの

医師及び歯科医師（病院勤務の医師及び歯科医師を除く。）について、令和5年4月1日から令和13年3月31日までは2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げる旨を規定するもの

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

の
(65歳→69歳)
※病院勤務の医師及び歯
科医師は65歳定年のま
ま

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員
その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤
職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例第1条の規
定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。
以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属す
る年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤
務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供
及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者
で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度
の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び
勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することと
なつた職員（以下この項において「末日経過職員」とい
う。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から
同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつ
ては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の
初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該
職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用さ
れる任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報
を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における
勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(新設)

9 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規
定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度
の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定

(新設)

当分の間、特定地方警務
官が59歳に達する年度に
おいて、60歳以後の任用

地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

及び給与に関する措置の内容等を情報提供し、勤務の意思を確認するよう努める旨を規定するもの

<参考>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場において、第1条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超

施行日（令和5年4月1日）前に定年（60歳）に達した職員で、旧条例の勤務延長に係る規定により勤務することとされ、かつ、旧条例の勤務延長期限が施行日（令和5年4月1日）以後に到来する職員について、改正後の条例第4条第1項各号（勤務延長）に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、勤務延長を可能とする旨を規定するもの

<p>2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条令第3条第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条令第3条第3条に規定する場合には、施行日の前日における旧定年条令第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条令第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までに間に勤務延長、勤務延長の再延長、施行日（令和5年4月1日）前に旧地方公務員法の規定により勤務延長され、かつ、勤務延長期限が施行日（令和5年4月1日）以後に到来する職員のうち、基準日の前日において同日における新定年条令第3条第3条に規定する職員を、昇任し、降任し、又は転任すること及びできない。</p> <p>3 新定年条令第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。</p>	<p>基準日から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条令第3条第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条令第3条第3条に規定する場合には、施行日の前日における旧定年条令第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条令第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までに間に勤務延長、勤務延長の再延長、施行日（令和5年4月1日）前に旧地方公務員法の規定により勤務延長され、かつ、勤務延長期限が施行日（令和5年4月1日）以後に到来する職員のうち、基準日の前日において同日における新定年条令第3条に規定する職員を、昇任、降任、転任できない旨を規定するもの</p>
<p>（県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）</p> <p>第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条令第3条に規定す</p>	<p>65歳到達年度の末日までの間にある者で、旧条例定年（60歳）に達している者を選考により1年を超えない範囲で任期を定</p>

る定年をいう。以下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。) に選んでいる者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤務して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することを用いること)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することを用いること)をいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職

め、当該常時勤務を要する職に採用可能とする旨を規定するもの

令和14年3月31日までの間、年齢65歳到達年度の末日までの間にある者であって、新条例定年に達している者を選考により1年を超えない範囲内で

に採用することができる。

任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用可能とする旨を規定するもの

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない

任期は1年を超えない範囲内で更新可能とするもの（65歳到達年度の末日以前まで）

暫定再任用職員の任期の更新は、勤務実績が良好な場合に可能とするもの

らない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第8条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報

65歳到達年度の末日までの間にある者で、旧条例定年（60歳）に達している者を選考により1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用可能とする旨を規定するもの

令和14年3月31日までの間、年齢65歳到達年度の末日までの間にある者であつて、新条例定年に達している者を選考により1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用可能とする旨を規定するもの

に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、当1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならぬ。

4 暫定再任用短時間勤務職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用短時間勤務職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用短時間勤務職員の同意を得なければならない。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用

経過措置により採用した職員のうち、常時勤務を要する職に係る条例で定年を定める職及び年齢について規定するもの

経過措置により採用した

される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例

職員のうち、短時間勤務の職に係る条例で定年を定める職及び年齢について規定するもの

基準日から基準日の翌年の3月31日までの間、新地方公務員法で定年が引上げられる条例で定める職、条例で定める者及び職員について定めるもの

定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日）をいふ。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となつた者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年

<p>前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p> <p>(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)</p> <p>第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。</p>	<p>施行日(令和5年4月1日)の前日までの間に、情報提供を行う対象職員の年齢を定めるもの</p>
---	---